

誓約書及び松阪市インターネット公有財産売却ガイドライン

松阪市インターネット公有財産売却(以下「公有財産売却」といいます。)をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「松阪市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます。)」をよくお読みいただき、同意していただく必要があります。また、インターネット公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

松阪市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、本ガイドラインおよび松阪市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに松阪市の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、松阪市に対し一切異議、苦情などは申しません。

1. 私は、本ガイドラインに規定する公有財産売却に参加させることができない者のいずれにも該当しません。

2. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

(1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。

(2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。

(3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。

(4) 契約の履行をしないこと。

(5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と松阪市に認められること。

(6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。

(7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。

(8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

3. 私は、松阪市の公有財産売却に係る「本ガイドライン」、「公有財産売却実施説明書」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について松阪市に対し一切異議、苦情等は申しません。

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号該当すると認められる方。
- (2) 個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)に該当する者。法人にあっては、役員等(法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう)が暴力団員に該当する者。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員。
- (4) 18歳未満の方。
- (5) 日本語を完全に理解できない方。
- (6) 松阪市が定める本ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方。
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方。

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に則って松阪市が執行する一般競争入札およびせり売り(以下「入札」という)の手続きの一部です。物件については現状での引き渡しのため、事前に購入希望の物件をご自身で確認し、現況および諸規制を熟知したうえで入札してください。
- (2) 売買代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当するとみなされ、一定期間松阪市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます。)上の公有財産売却の物件詳細画面や松阪市において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公募などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
- (5) 公有財産の売却契約にあたり、次のとおり用途制限の条件を付します。
 - ア. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定される風俗営業、同条第5項に規定される性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に供することはできません。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規

定する暴力団の事務所その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反するものの用に供することはできません。

ウ. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類するものの用に供することはできません。

エ. アからウの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

(6)売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ. 参加申し込み(本申し込み)

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、松阪市ホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(以下「申込書」といいます)」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次のいずれかの書類(以下「必要書類」という)を添付のうえ、入札開始3開庁日前までに松阪市に送付または持参してください。(郵送の場合は、入札開始日の3開庁日前必着)

(必要書類)

※動産・自動車の場合:住民票(法人の場合は履歴事項全部証明書)の写し、印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)の写し、運転免許証のコピー、マイナンバーカードのコピー、パスポートのコピーのうちいずれか1通。

※不動産の場合:住民票(法人の場合は履歴事項全部証明書)および印鑑登録証明書。(法人の場合は印鑑証明書)

(住民票、履歴事項全部証明書、印鑑登録証明書および印鑑証明書は、写しの場合も含め入札前90日以内に交付されたものに限りします。)

・公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。(出品内容・売却予定価格により、選択肢が限定されることがあります。)

・複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票および印鑑登録証明書などは1通のみ提出してください。

・一度提出した書類については、理由に関わらず一切返却できません。

(7)公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1)落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転し

ます。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など松阪市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

(2)落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(3)落札者は、民法の規定にかかわらず、引き渡された物件が契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることはできません。

(4)松阪市はその公有財産の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。不動産の場合、建物、越境物及び工作物等(建物基礎、樹木、フェンス、擁壁、井戸跡等)を含めた引渡しとなります。また、越境物の処理については、松阪市は関与しませんので、相隣関係で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。

(動産・自動車の場合)

(5)公有財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、また、軽自動車の場合は、「使用の本拠の位置」の軽自動車検査協会に持ち込み、移転登録(名義変更)の手続き等を行ってください。

(不動産の場合)

(6)松阪市は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。

(7)原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など(建築など)に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

4. 個人情報の取り扱いについて

(1)松阪市が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は松阪市になります。

(2)公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿に登録されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを松阪市に開示され、かつ松阪市がこれらの情報を松阪市公文書管理規程に基づき保管すること。

・松阪市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ. 松阪市は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。(地方自治法施行令第 167 条の 14 で準用する「せり売り」の場合

も含みます)

(3)公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿の内容など異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5. 共同入札について

(1)共同入札とは

一つの財産(不動産)を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2)共同入札における注意事項

ア. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログインIDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ. 共同入札する場合は、共同入札者全員の住所(所在地)と氏名(名称)を連署した申込書(公有財産売却の財産の持分割合記載)に共同入札者全員の印鑑登録証明書および住民票を添えて入札開始までに松阪市に提出することが必要です。なお、申込書は松阪市のホームページより印刷することができます。

ウ. 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容など異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

エ. 共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など(法人の場合は、商業登記簿に登録されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

・法人で公有財産売却の参加申込みする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。

・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、申込書に共同入札者全員の印鑑登録証明書および住民票を添えて入札開始3開庁日前までに松阪市に提出することが必要です。原則として、入札開始3開庁日前までに松阪市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

入札保証金とは、地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員をいいます。入札保証金は、松阪市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、松阪市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のアのみ、イのみ、アまたはイの3通りです。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

・入札保証金には利息を付しません。

・原則として、入札開始3開庁日前までに松阪市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア. クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みされる際に、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、松阪市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、松阪市に送付または持参してください。（郵送の場合は、入札開始日の3開庁日前必着）

・申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジットカード」に「○」をしてください。

・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）

・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ. 銀行振込による納付

ここでいう銀行振込とは、松阪市の発行する納付書を金融機関の窓口へ提出して入札保証金を納付する方法で、後記の指定金融機関または収納代理金融機関の窓口でお支払いいただく場

合、手数料は掛かりません。納付書で入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みされる際に「銀行振り込みなど」を選択いただき、松阪市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記載後、必要書類を添付のうえ、松阪市に送付または持参してください。(郵送の場合は、入札開始日の3開庁日前必着)なお、松阪市から参加仮申し込みをいただいた方に「納付書」を送付しますので、松阪市が指定する金融機関の窓口で入札保証金を納付してください。

- ・松阪市が指定する金融機関以外でのお手続きに係る手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

- ・納付書払いにより入札保証金を納付する場合は、松阪市が納付を確認できるまで最大8営業日を要することがあります。

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。

- ・松阪市が指定する金融機関については、下記を参照してください。

1 指定金融機関

株式会社 三十三銀行(本店及び各支店)

2 指定代理金融機関

株式会社 百五銀行(本店及び各支店)、みえなか農業協同組合(本店及び各支店)

3 収納代理金融機関

株式会社 あいち銀行(本店及び各支店)、桑名三重信用金庫(本店及び各支店)、東海労働金庫(本店及び各支店)、東日本信用漁業協同組合連合会株式会社(三重県内の支店)

(3)入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに松阪市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4)入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1)入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2)入札をなかったものとする取り扱い

松阪市は、本ガイドラインに規定する公有財産売却に参加させることができない者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、松阪市は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名(名称)とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 松阪市から落札者への連絡

落札者には、松阪市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・松阪市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、松阪市と契約締結期限までに売買契約が締結できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金を没収し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、松阪市に連絡する際や松阪市に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

松阪市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には松阪市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して松阪市に直接持参または郵送してください。

ア. 必要な書類

(ア) 保管依頼書(動産のみ)

(イ) 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)

(ウ) 住民票(法人の場合は履歴事項全部証明書)

(工)市町村長が発行する身分証明書(不動産のみ)

※落札内容により必要な書類は異なります。詳細につきましては、契約締結に関する案内と合わせてお知らせします。

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2)売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が本ガイドラインに規定する公有財産売却に参加させることができない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売買代金の残金の納付

(1)売買代金の残金の金額

売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

(2)売買代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに松阪市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、契約を解除することがあります。この場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3)売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は松阪市が用意する納付書で納付してください。指定金融機関等の窓口でお支払いいただく場合、手数料は掛かりません。また、売払代金の残金納付期限までに松阪市が納付を確認することが必要です。

5. 入札保証金の返還

(1)落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後に全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金の返還方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申込みを行った代表者名義の口座のみ設定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後、4 週間程度要することがあります。

第 4 セリ売形式で行う公有財産売却の手続き

セリ売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はセリ売形式の入札を、「入札者」はセリ売りの参加申込者を、「入札期間」はセリ売期間を指します。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

松阪市は本ガイドラインに規定する公有財産売却に参加させることができない者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、セリ売りを続行します。

2. 落札者の決定など

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、松阪市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売

却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格(上限)を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

(2)せり売終了の告知など

松阪市は、落札者を決定したときは、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

(3)松阪市から落札者への連絡

落札者には、松阪市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・松阪市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、松阪市と契約締結期限までに売買契約が締結できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金を没収し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、松阪市に連絡する際や松阪市に書類を提出する際などに必要となります。

(4)落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3.売却の決定

(1)落札者に対する売却の決定

松阪市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には松阪市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して松阪市に直接持参または郵送してください。

ア. 必要な書類

(ア)保管依頼書(動産のみ)

(イ)印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)

(ウ)住民票(法人の場合は履歴事項全部証明書)

(エ)市町村長が発行する身分証明書(不動産のみ)

※落札内容により必要な書類は異なります。詳細につきましては、契約締結に関する案内と合わせてお知らせします。

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2)売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が本ガイドラインに規定する公有財産売却に参加させることができない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1)売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

(2)売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに松阪市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、契約を解除することがあります。この場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3)売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は松阪市が用意する納付書により納付してください。指定金融機関等の窓口でお支払いいただく場合、手数料は掛かりません。また、売払代金の残金納付期限までに松阪市が納付を確認することが必要です。

5. 入札保証金の返還

(1)落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第5 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

松阪市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には松阪市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、直接持参または郵送してください。（自動車の場合は、収入印紙は不要です。）

自動車・物品は、売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、松阪市が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

不動産は、所有権移転登記完了後、登記完了を証明する書類をお渡しします。現地での引渡しは行いません。

1. 権利移転の時期

売却した公有財産売却の所有権は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて

(1) 不動産の場合

ア. 売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて松阪市が不動産登記簿上の権利移転のみを行いますので、松阪市のホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷し、必要事項を記入・押印して（売払代金の残金納付期限までに）ご提出してください。

なお、所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。

イ. 共同入札の場合は、「申込書」に記載の持分割合で、共同入札者全員の共有として所有権移転登記いたします。

ウ. 所有権移転の登記が完了するまで、所有権移転登記請求書提出後 1 か月程度の期間を要することがあります。

(2) 自動車の場合

ア. 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

イ. 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

3. 注意事項

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など松阪市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

(不動産の場合)

- (1) 所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。
- (2) 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。
- (3) 売払代金の残金を支払い後、「所有権移転登記請求書」と合わせて収入印紙などを松阪市に送付してください。

(自動車の場合)

- (1) 権利移転に伴う費用(自動車検査登録印紙および自動車審査証紙、自動車税環境性能割など)は落札者の負担となります。

ア. 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙および自動車審査証紙が必要です。

イ. 自動車税環境性能割及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

ウ. 自動車・物品等の配送は、落札者で手配し費用負担してください。

第6 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 入札の受付が開始されない場合

イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3)入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後、相当期間経過後も開札ができない場合

イ. くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合

ウ. せり売形式において入札終了後、相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1)特定の公有財産売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

(2)公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など(以下「入札者など」という)に損害などが発生した場合

(1)公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、松阪市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2)売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、松阪市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3)入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、松阪市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4)公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、松阪市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5)公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、松阪市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負い

ません。

(6)公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、松阪市は責任を負いません。

(7)公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず松阪市は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

松阪市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、松阪市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、松阪市が公開している情報(文章、写真、図面など)について、松阪市に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1)売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2)売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3)売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4)売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5)法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6)その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

本ガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

(1)インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2)インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字(JIS(産業標準化法(昭和 24 年法律第

185号)第20条第1項の日本産業規格)X0208をいいます)であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3)インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9. 松阪市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

松阪市は、必要があると認めるときは、本ガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、松阪市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、松阪市が掲載したものでない情報については、松阪市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

松阪市 総務部 財産課 財産管理係
Tel:0598-53-4322